

岩手県告示第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第789号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

令和4年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市大東町沖田及び同鳥海地内
- 2 実施した期間 令和3年11月5日から令和4年3月10日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量